平成２５年（フ）第８５４号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目19番12号　レオパレス21ＹＯＫＯＨＡＭＡ102号
債務者　千葉　美紀
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９７号
横浜市戸塚区小雀町2337番地２　サニーヒルＢ―101号
債務者　長嶋　正巳
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２８号
神奈川県大和市上和田1012番地１　ハイラーク桜ケ丘Ⅱ102
債務者　藤永麻梨佳
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３８号
横浜市戸塚区上矢部町1194番地　グリーンハイム岩崎201号
債務者　宇佐美好美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７１号
横浜市港南区上大岡東２丁目20番15号
債務者　浦澤はる美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４７号
横浜市泉区上飯田町949番地２　ヒルスミキいずみ中央202号
債務者　曽我　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４０号
岡山市南区下中野901―９フラワーパレス下中野101、住民票上の住所岡山市北区神田町１丁目７番31号
債務者　植田　博子（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
北海道帯広市西18条南５丁目１番地140
債務者　佐藤　彩花（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
北海道帯広市西18条南５丁目１番地140
債務者　佐藤　千晴（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
北海道帯広市西７条南２丁目20番地
債務者　高橋トシ子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
静岡市駿河区新川１丁目20番９号
債務者　大村　　弘
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６７号
静岡県焼津市本中根475番地の１
債務者　樽林　宏太
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８４号
静岡県藤枝市高岡１丁目15番17号　ドミール仲ノ島Ｂ―101号
債務者　浜野　雄大
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６５号
静岡県牧ノ原市勝俣2454番地
債務者　柴　まゆか
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４４号
静岡市葵区北2366番地の27
債務者　田邉　淳也
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市泉が丘２丁目２番45号　ＪＵＮコーポ泉が丘206
債務者　湯本　弘子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係